

役員 の 経 歴 ・ 任 期

(平成27年1月1日現在)

| 役 職 | 氏 名 | 就任年月日 | 任 期 | 経 歴 |
|--------------|------------------------|----------------|------------------------------|--|
| 理事長 | ◎ 田中 壮一郎 たなか そういちろう | 平成 20. 4. 1 | 平成 20. 4. 1～ 平成 29. 3. 31 | 昭和 48. 4 文部省 平成 6. 4 香川県教育委員会教育長 平成 15. 1 文科省スポーツ・青少年局長 平成 16. 7 文科省生涯学習政策局長 平成 19. 1 文科省文部科学審議官 平成 19. 7 退職 平成 19. 8 国立青少年教育振興機構理事 平成 20. 4 現職 |
| 理 事 | ◎ 葉原 やすし 靖 くわばら | 平成 23. 4. 1 | 平成 23. 4. 1～ 平成 27. 3. 31 | 昭和 58. 4 文部省 平成 16. 7 文科省生涯学習政策局生涯学習推進課長 平成 18. 2 日本学生支援機構政策企画部長 平成 21. 4 内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション 担当)付参事官(調査・分析担当) 平成 23. 4 現職(役員出向) |
| 理 事 | ◎ 矢野 ゆみ 由美 やの | 平成 26. 4. 1 | 平成 26. 4. 1～ 平成 28. 3. 31 | 昭和 55. 4 奈良国立博物館 平成 11. 10 東京大学総務部学務課長 平成 19. 4 東京大学学生部長 平成 22. 4 東京大学教育・学生支援部長 平成 23. 4 国立高等専門学校機構本部事務局 次長 平成 26. 4 現職(役員出向) |
| 理 事 | ◎ 小坂橋 昇 こいたげし のぼる | 平成 26. 4. 1 | 平成 26. 4. 1～ 平成 28. 3. 31 | 昭和 46. 4 東京教育大学 平成 22. 2 国立オリンピック記念青少年総合 センター主幹 平成 23. 4 国立磐梯青少年交流の家所長 平成 26. 4 現職 |
| 理 事 (非常勤) | ◎ 明石 よういち 要一 あかし | 平成 26. 4. 1 | 平成 26. 4. 1～ 平成 28. 3. 31 | 昭和 51. 4 千葉大学教育学部助手 平成 5. 1 千葉大学教育学部教授 平成 17. 4 千葉大学教育学部長(平成18.3まで) 平成 25. 2 中央教育審議会(第7期)委員 平成 26. 4 現職(非常勤) |
| 理 事 (非常勤) | ◎ 岡島 しげゆき 成行 おかじま | 平成 23. 4. 1 | 平成 23. 4. 1～ 平成 27. 3. 31 | 平成 16. 6 社団法人日本環境教育フォーラム理事長 平成 18. 4 国立青少年教育振興機構監事(非常勤) 平成 23. 4 現職(非常勤) |

| | | | | |
|---------------------|------------------------------|------------------------|--------------------------------------|--|
| <p>監事 (非常勤)</p> | <p>◎ 鷺山 恭彦 わしやま やすひこ</p> | <p>平成 22. 8. 1</p> | <p>平成 22. 8. 1～ 平成 27. 3. 31</p> | <p>昭和 45. 4 新潟大学教養学部講師 昭和 50. 4 東京学芸大学教育学部講師 昭和 59. 4 東京学芸大学教育学部助教授 平成 5. 4 東京学芸大学教育学部教授 平成 8. 4 東京学芸大学教育学部学部主事(平成 10. 3 まで) 平成 11. 4 東京学芸大学附属図書館長(平成 15. 3 まで) 平成 15. 11 東京学芸大学学長(平成 22. 3 まで) 平成 22. 8 現職(非常勤)</p> |
| <p>監事 (非常勤)</p> | <p>鈴木 眞理 すずき まこと</p> | <p>平成 23. 7. 1</p> | <p>平成 23. 7. 1～ 平成 27. 6. 30</p> | <p>昭和 53. 4 東京大学教育学部助手 昭和 58. 4 岡山大学教育学部講師 昭和 61. 4 東京大学教育学部講師 昭和 63. 6 東京大学教育学部助教授 平成 7. 4 東京大学大学院教育学研究科助教授 平成 19. 4 東京大学大学院教育学研究科准教授 平成 20. 4 青山学院大学文学部教授 平成 21. 4 青山学院大学教育人間科学部教授 平成 23. 7 現職(非常勤)</p> |

※役員の経歴・任期は、①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条 ②特殊法人等整理合理化計画(H13.12.19閣議決定) ③公務員制度改革大綱(H13.12.25閣議決定) ④特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(H14.4.26閣議決定)に基づき公表しています。(氏名の前に◎のある役員は、②～④による公表対象者です。)